

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																				
7	<p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画<u>その他</u>の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>（略）</p> <p>第2 組織</p> <p>（略）</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生し____，又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画<u>や</u>多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。<u>また、県及び沿岸市町は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>（略）</p> <p>第2 組織</p> <p>（略）</p> <p>2 災害対策本部等</p> <p>県内において災害が発生し<u>した場合</u>，又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>																				
10	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに<u>津波</u>防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び<u>津波発生時における</u>被害の拡大防止のための応急対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)	(略)	(略)	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び____被害の拡大防止のための応急対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び____被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)	(略)	(略)	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
機関名	業務大綱																						
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)																						
(略)	(略)																						
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、____高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)																						
(略)	(略)																						
機関名	業務大綱																						
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに____防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び____被害の拡大防止のための応急対策 (略)																						
(略)	(略)																						
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)																						
(略)	(略)																						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																
13	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td>(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)	(略)	(略)	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td>(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)	(略)	(略)	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>				
(略)	(略)																		
仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)																		
(略)	(略)																		
15	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社宮城支店 <u>(新規)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	東北電力株式会社宮城支店 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社宮城支店 <u>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	東北電力株式会社宮城支店 <u>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>分社化に伴う追加指定</p>
(略)	(略)																		
東北電力株式会社宮城支店 <u>(新規)</u>	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
東北電力株式会社宮城支店 <u>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社</u>	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
18	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>(略)</p> <p>その後, 全国的に地震観測網が整備され, 現在では県内全市町村に震度計(87箇所)が設置されているほか, 沿岸地域には潮位計等 <u>(18箇所)</u> が設置されている。</p> <p>(略)</p> <p>さらに, 東日本大震災を受けて, 平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ, ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により, 北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより, 地震や津波の早期検知と, 緊急地震速報や津波警報の<u>早期発信が期待されている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>(略)</p> <p>その後, 全国的に地震観測網が整備され, 現在では県内全市町村に震度計(87箇所)が設置されているほか, 沿岸地域には潮位計等 <u>(17箇所)</u> が設置されている。</p> <p>(略)</p> <p>さらに, 東日本大震災を受けて, 平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ, ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により, 北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより, 地震や津波の早期検知と, 緊急地震速報や津波警報等の更新及び沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>																
19	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害</p>	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害</p>																	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																																																																						
	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">宮城県における主な津波災害(明治以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (災害種別)</th> <th>区分</th> <th>死者 (人)</th> <th>行方 不明者 (人)</th> <th>重傷 (人)</th> <th>軽 症 者 (人)</th> <th>全壊 (棟)</th> <th>半壊 (棟)</th> <th>流出 (棟)</th> <th>床下 浸水 (棟)</th> <th>船舶 流出</th> <th>その 他 被害</th> <th>被害総額 (千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニ チュード</th> <th>最大 波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※</td> <td></td> <td>10,554</td> <td>1,234</td> <td>502</td> <td>3,615</td> <td>83,000</td> <td>155,129</td> <td>—</td> <td>7,796</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9,227,738,988</td> <td>平成23年3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年11月30日現在（被害総額は平成28年9月12日現在）</p>	名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽 症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その 他 被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)	(略)																	平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※		10,554	1,234	502	3,615	83,000	155,129	—	7,796	—	—	9,227,738,988	平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">宮城県における主な津波災害(明治以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (災害種別)</th> <th>区分</th> <th>死者 (人)</th> <th>行方 不明者 (人)</th> <th>重傷 (人)</th> <th>軽 症 者 (人)</th> <th>全壊 (棟)</th> <th>半壊 (棟)</th> <th>流出 (棟)</th> <th>床下 浸水 (棟)</th> <th>船舶 流出</th> <th>その 他 被害</th> <th>被害総額 (千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニ チュード</th> <th>最大 波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※</td> <td></td> <td>10,567</td> <td>1,218</td> <td>502</td> <td>3,615</td> <td>83,005</td> <td>155,130</td> <td>—</td> <td>7,796</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9,096,816,337</td> <td>平成23年3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年11月30日現在（被害総額は令和2年9月30日現在）</p>	名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽 症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その 他 被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)	(略)																	平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※		10,567	1,218	502	3,615	83,005	155,130	—	7,796	—	—	9,096,816,337	平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	情報の更新
名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽 症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その 他 被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)																																																																																									
(略)																																																																																																									
平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※		10,554	1,234	502	3,615	83,000	155,129	—	7,796	—	—	9,227,738,988	平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																									
名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽 症 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その 他 被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)																																																																																									
(略)																																																																																																									
平成23年 (2011年)東 北地方太平 洋沖地震 (地震・大津 波)※		10,567	1,218	502	3,615	83,005	155,130	—	7,796	—	—	9,096,816,337	平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																									
	(略)	(略)																																																																																																							

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考																																																																																												
	第2章 災害予防対策																																																																																														
37	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">宮城県の海岸状況 (平成29年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">海岸保 全区域 延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管理・国土保全 局</td> <td>m <u>415,671</u></td> <td>m <u>92,762</u></td> <td>m <u>53,750</u></td> <td>m <u>8,208</u></td> <td>力所 <u>160</u></td> <td>m <u>68,499</u></td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td><u>124,599</u></td> <td><u>59,238</u></td> <td><u>20,794</u></td> <td><u>13,055</u></td> <td><u>261</u></td> <td><u>43,433</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td><u>29,626</u></td> <td><u>29,626</u></td> <td><u>20,762</u></td> <td><u>7,670</u></td> <td>194</td> <td><u>28,432</u></td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td><u>259,476</u></td> <td><u>102,609</u></td> <td><u>23,094</u></td> <td><u>22,032</u></td> <td><u>336</u></td> <td><u>45,845</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>829,372</u></td> <td><u>284,235</u></td> <td><u>118,400</u></td> <td><u>50,965</u></td> <td><u>951</u></td> <td><u>186,209</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」平成29年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)</p>	区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	国土交通省 水管理・国土保全 局	m <u>415,671</u>	m <u>92,762</u>	m <u>53,750</u>	m <u>8,208</u>	力所 <u>160</u>	m <u>68,499</u>	港湾局	<u>124,599</u>	<u>59,238</u>	<u>20,794</u>	<u>13,055</u>	<u>261</u>	<u>43,433</u>	農林水産省 農村振興局	<u>29,626</u>	<u>29,626</u>	<u>20,762</u>	<u>7,670</u>	194	<u>28,432</u>	水産庁	<u>259,476</u>	<u>102,609</u>	<u>23,094</u>	<u>22,032</u>	<u>336</u>	<u>45,845</u>	計	<u>829,372</u>	<u>284,235</u>	<u>118,400</u>	<u>50,965</u>	<u>951</u>	<u>186,209</u>	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">宮城県の海岸状況 (令和2年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">海岸保 全区域 延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管理・国土保全 局</td> <td>m <u>414,335</u></td> <td>m <u>94,903</u></td> <td>m <u>53,811</u></td> <td>m <u>8,242</u></td> <td>力所 <u>158</u></td> <td>m <u>68,967</u></td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td><u>124,619</u></td> <td><u>59,379</u></td> <td><u>20,813</u></td> <td><u>12,833</u></td> <td><u>276</u></td> <td><u>43,895</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td><u>29,581</u></td> <td><u>29,581</u></td> <td><u>20,648</u></td> <td><u>7,671</u></td> <td>194</td> <td><u>28,319</u></td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td><u>258,732</u></td> <td><u>105,802</u></td> <td><u>27,549</u></td> <td><u>21,068</u></td> <td><u>320</u></td> <td><u>49,336</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>827,267</u></td> <td><u>289,665</u></td> <td><u>122,821</u></td> <td><u>49,814</u></td> <td><u>948</u></td> <td><u>190,517</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」令和元年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)</p>	区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	国土交通省 水管理・国土保全 局	m <u>414,335</u>	m <u>94,903</u>	m <u>53,811</u>	m <u>8,242</u>	力所 <u>158</u>	m <u>68,967</u>	港湾局	<u>124,619</u>	<u>59,379</u>	<u>20,813</u>	<u>12,833</u>	<u>276</u>	<u>43,895</u>	農林水産省 農村振興局	<u>29,581</u>	<u>29,581</u>	<u>20,648</u>	<u>7,671</u>	194	<u>28,319</u>	水産庁	<u>258,732</u>	<u>105,802</u>	<u>27,549</u>	<u>21,068</u>	<u>320</u>	<u>49,336</u>	計	<u>827,267</u>	<u>289,665</u>	<u>122,821</u>	<u>49,814</u>	<u>948</u>	<u>190,517</u>	情報の更新
区分 所管別	海岸線 総延長				海岸保 全区域 延長	海岸保全施設																																																																																									
		堤防	護岸	閘門・水 門・樋門		海岸保全 施設の有 効延長																																																																																									
国土交通省 水管理・国土保全 局	m <u>415,671</u>	m <u>92,762</u>	m <u>53,750</u>	m <u>8,208</u>	力所 <u>160</u>	m <u>68,499</u>																																																																																									
港湾局	<u>124,599</u>	<u>59,238</u>	<u>20,794</u>	<u>13,055</u>	<u>261</u>	<u>43,433</u>																																																																																									
農林水産省 農村振興局	<u>29,626</u>	<u>29,626</u>	<u>20,762</u>	<u>7,670</u>	194	<u>28,432</u>																																																																																									
水産庁	<u>259,476</u>	<u>102,609</u>	<u>23,094</u>	<u>22,032</u>	<u>336</u>	<u>45,845</u>																																																																																									
計	<u>829,372</u>	<u>284,235</u>	<u>118,400</u>	<u>50,965</u>	<u>951</u>	<u>186,209</u>																																																																																									
区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設																																																																																												
			堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長																																																																																									
国土交通省 水管理・国土保全 局	m <u>414,335</u>	m <u>94,903</u>	m <u>53,811</u>	m <u>8,242</u>	力所 <u>158</u>	m <u>68,967</u>																																																																																									
港湾局	<u>124,619</u>	<u>59,379</u>	<u>20,813</u>	<u>12,833</u>	<u>276</u>	<u>43,895</u>																																																																																									
農林水産省 農村振興局	<u>29,581</u>	<u>29,581</u>	<u>20,648</u>	<u>7,671</u>	194	<u>28,319</u>																																																																																									
水産庁	<u>258,732</u>	<u>105,802</u>	<u>27,549</u>	<u>21,068</u>	<u>320</u>	<u>49,336</u>																																																																																									
計	<u>827,267</u>	<u>289,665</u>	<u>122,821</u>	<u>49,814</u>	<u>948</u>	<u>190,517</u>																																																																																									
39	<p>第4 港湾・漁港等の施設の耐震化</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁 _____等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性 _____の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 港湾・漁港等の施設の耐津波強化</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁, 防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性及び耐津波性能の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化																																																																																												
40	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第1 目的</p> <p>道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送など</p>	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第1 目的</p> <p>道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送など</p>																																																																																													

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
42	<p>の各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、未整備部分の解消等ネットワークの充実、<u>施設・機能の代替性の確保</u>、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 空港施設</p> <p>1 緊急避難体制の構築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>の各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、未整備部分の解消等ネットワークの充実、<u>海上・航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 空港施設</p> <p>1 緊急避難体制の構築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 避難場所への誘導</u></p> <p><u>仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所へ誘導する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
48	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>(略)</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p><u>所管</u>行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</p> <p><u>所管</u>行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>(略)</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p><u>特定</u>行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</p> <p><u>特定</u>行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第3項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
49	<p>第5 落下物防止対策 (略)</p> <p>2 天井の脱落防止等の対策強化 <u>施設管理者</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第7 高層建築物における安全対策</p> <p>1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進 高層建築物の<u>施設管理者</u>は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。</p> <p>2 長周期地震動対策及び啓発の実施 高層建築物の<u>施設管理者</u>は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 落下物防止対策 (略)</p> <p>2 天井の脱落防止等の対策強化 <u>建築物の所有者等</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第7 高層建築物における安全対策</p> <p>1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進 高層建築物の<u>所有者等</u>は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。</p> <p>2 長周期地震動対策及び啓発の実施 高層建築物の<u>所有者等</u>は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
50	<p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>このフローチャートは、地震前対策を柱とし、建築物の耐震改修に関する法律（平成七年十二月二十五日施行）に基づいて、新築建築物対策と既存建築物対策を分岐させる。新築建築物対策には「施工の適正化」と「耐震知識の普及、啓発」があり、既存建築物対策には「特定建築物」と「一般建築物」が分岐する。また、県有施設として「県営住宅」と「県営住宅以外の建築物」が示されている。</p>	<p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>このフローチャートは、現行のものとほぼ同一であるが、新築建築物対策の「耐震知識の普及、啓発」の項目に「増築時における耐震診断・改修の指導」と「高耐久性木造住宅の建築促進」が追加されている。また、既存建築物対策の「一般建築物」の「普及、啓発」項目に「個別訪問による普及・啓発の実施」が追加されている。その他の項目は現行と一致している。</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
52	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 沿岸市町, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店, <u>(一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株),</u> 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス, <u>電話</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 電気通信事業者は, 電気通信施設の公共性に鑑み, 災害時においても重要通信を確保できるように平常時から <u>設備を強固にし</u>, 災害に強く, 信頼性の高い通信設備の設計, 設置の推進に努め, 県及び沿岸市町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散散 <u>を</u>, 応急復旧機材の配備等を図るとともに, 直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり, ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し, 電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 沿岸市町, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店, <u>東北電力ネットワーク(株)宮城支社, (一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株),</u> 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス, <u>通信サービス</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 電気通信事業者は, 電気通信施設の公共性に鑑み, 災害時においても重要通信を確保できるように平常時から <u>非常用電源等の整備により設備を強固にし</u>, 災害に強く, 信頼性の高い通信設備の設計, 設置の推進に努め, 県及び沿岸市町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散 <u>及び安全な設置場所の確保</u>, 応急復旧機材の配備等を図るとともに, 直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり, ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し, 電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>分社化に伴う追加</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
61	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>このため, 県, 沿岸市町及び防災関係機関は, 所属職員に対し, マニュアル等の作成・配付, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え, 防災知識の普及に努める。また, 住民が自らを災害から守る「自助」, 地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に, 防災教育, 講演会等の事業を積極的に実施しながら <u>その普及・啓発に努め</u>, 自主防災思想の普</p>	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>このため, 県, 沿岸市町及び防災関係機関は, 所属職員に対し, マニュアル等の作成・配付, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え, 防災知識の普及に努める。また, 住民が自らを災害から守る「自助」, 地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に, 防災教育, 講演会等の事業を積極的に実施しながら, <u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時に</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
62	<p>及、徹底を図る。</p> <hr/> <p>第2 防災知識の普及、徹底 （略） 2 住民への防災知識の普及 （略） （2）津波ハザードマップ等の活用 イ 各種防災関連データの発信 県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、 防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p>	<p><u>とるべき行動について</u>普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 <u>また、県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進し、市町村の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。</u></p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 （略） 2 住民への防災知識の普及 （略） （2）津波ハザードマップ等の活用 イ 各種防災関連データの発信 県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに</u>、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
63	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 （略） ⑧ 家庭内での予防・安全対策 ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ・トイレトイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ <u>(新規)</u> ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など （略）</p>	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 （略） ⑧ 家庭内での予防・安全対策 ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ・トイレトイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など （略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
67	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 （略） 5 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町単位で</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 （略） 5 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町単位で</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
69	<p>防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び沿岸市町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう _____ 公開に努める。</p> <p>また、県は、沿岸市町からの資料の収集体制の構築に努める。</p>	<p>安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び沿岸市町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう 地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p>また、県は、沿岸市町からの資料の収集体制の構築に努める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
71	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第4 沿岸市町の防災訓練</p> <p>沿岸市町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第4 沿岸市町の防災訓練</p> <p>沿岸市町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>

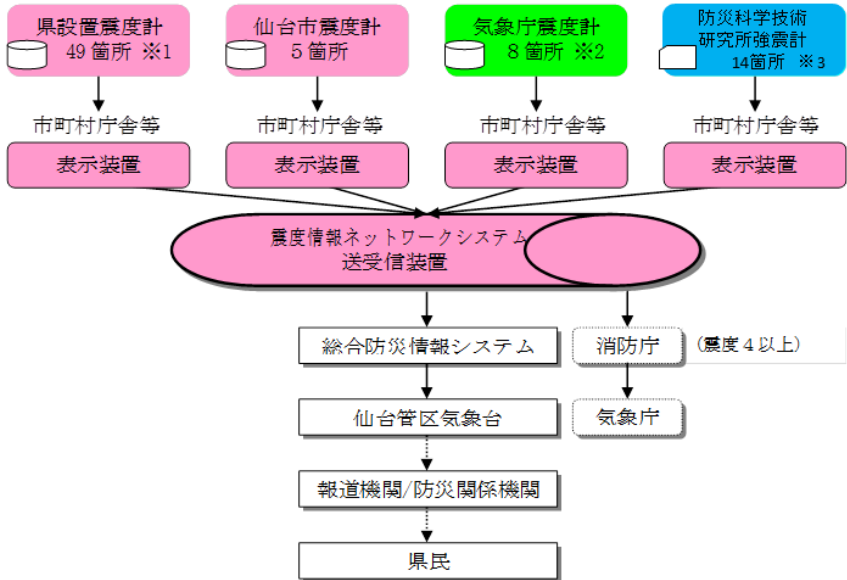
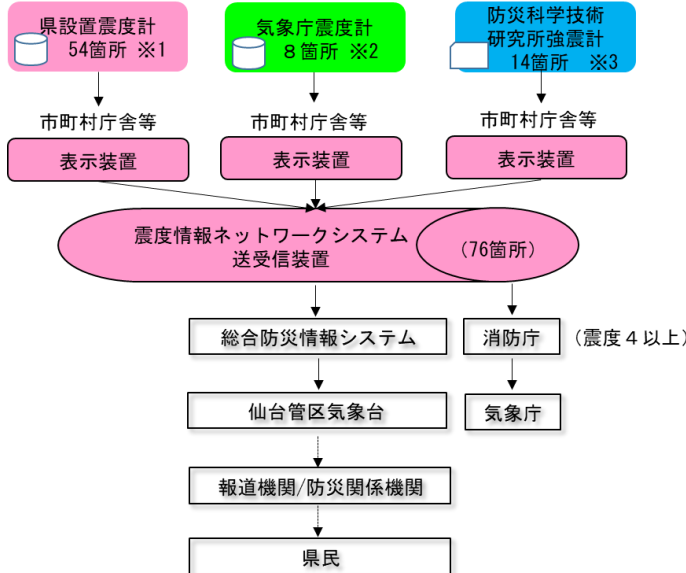
宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
80	<p>第12節 ボランティアの受入れ</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>ボランティア関係団体</u></p> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体や<u>NPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという<u>崇高な</u>ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>受入れや登録</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 ボランティアのコーディネート</p> <p><主な実施機関> 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u></p> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体や<u>NPO・ボランティア等</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという <u> </u> ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>コーディネート</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
81	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び沿岸市町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等の活動支援や_____活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p><u>さらに、県及び沿岸市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、沿岸市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
82	<p>第5 一般ボランティアの受入れ体制</p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアの受入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、沿岸市町レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p> <p>(1) ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>災害が発生した場合、ボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、沿岸市町と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保及び連携強化に努める。</p> <p>(2) ボランティア受入れ拠点の整備</p> <p>災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。</p> <p>(3) 受入れ体制の整備</p> <p>社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備</p> <p>災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。</p>	<p>第5 一般ボランティアのコーディネート体制</p> <p>1 一般ボランティアのコーディネート体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p> <p>(1) ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>災害が発生した場合、_____被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市町村と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。</p> <p>(2) ボランティアコーディネート拠点の整備</p> <p>災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。</p> <p>(3) コーディネート体制の整備</p> <p>社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備</p> <p>災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア____等とのネットワークを構築する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
83	<p>2 行政の支援</p>	<p>2 行政の支援</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																																																																				
	<p>(1) NPO等との連携 県及び沿岸市町は、災害ボランティアの<u>受入れ</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO<u>支援組織等</u>と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>ボランティア関係団体</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) NPO等との連携 県及び市町村は、災害ボランティアの<u>コーディネート</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO<u>等関係機関</u>と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>NP</u> <u>O・ボランティア等</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化																																																																																																				
89	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 (略)</p> <p>第2 津波の観測・監視体制の整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>東北地方整備局</th> <th>仙台管区气象台</th> <th>市町・消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td></td> <td></td> <td>気仙沼市(5)</td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td></td> <td></td> <td>名取市(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td></td> <td></td> <td>南三陸町(3)</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;"><u>18</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計	仙台市	<u>2</u>	<u>1</u>		<u>3</u>	石巻市	2	1		3	塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1	気仙沼市			気仙沼市(5)	<u>5</u>	名取市			名取市(1)	1	松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1	七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合(1)	1	南三陸町			南三陸町(3)	3	計	4	<u>2</u>	12	<u>18</u>	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 (略)</p> <p>第2 津波の観測・監視体制の整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>東北地方整備局</th> <th>仙台管区气象台</th> <th>市町・消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td></td> <td>気仙沼市(5)</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td></td> <td></td> <td>名取市(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td></td> <td></td> <td>南三陸町(3)</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;"><u>17</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計	仙台市	<u>1</u>			<u>1</u>	石巻市	2	1		3	塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1	気仙沼市	<u>1</u>		気仙沼市(5)	<u>6</u>	名取市			名取市(1)	1	松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1	七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合(1)	1	南三陸町			南三陸町(3)	3	計	4	<u>1</u>	12	<u>17</u>	図の修正
設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計																																																																																																			
仙台市	<u>2</u>	<u>1</u>		<u>3</u>																																																																																																			
石巻市	2	1		3																																																																																																			
塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
気仙沼市			気仙沼市(5)	<u>5</u>																																																																																																			
名取市			名取市(1)	1																																																																																																			
松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
南三陸町			南三陸町(3)	3																																																																																																			
計	4	<u>2</u>	12	<u>18</u>																																																																																																			
設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計																																																																																																			
仙台市	<u>1</u>			<u>1</u>																																																																																																			
石巻市	2	1		3																																																																																																			
塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
気仙沼市	<u>1</u>		気仙沼市(5)	<u>6</u>																																																																																																			
名取市			名取市(1)	1																																																																																																			
松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																			
南三陸町			南三陸町(3)	3																																																																																																			
計	4	<u>1</u>	12	<u>17</u>																																																																																																			
90	<p>第3 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備 1 県の対応 県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を活用し、仙台管区气象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>	<p>第3 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備 1 県の対応 県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を活用し、仙台管区气象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。<u>また、津波注意報・津波警報・大津波警報について通報を受けたときは、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)による伝達と併せて電子メールにて沿岸市町及び沿岸消防本部へ通知し、関係市町へは電話連絡を行う。</u></p>	記述の適正化																																																																																																				

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
95	<p><u>ること。</u> (略) 5 震度情報ネットワークシステムの整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">震度情報ネットワークシステム概要図</p> 	<p>備を<u>推進する。</u> (略) 5 震度情報ネットワークシステムの整備 (略)</p> <p style="text-align: center;">震度情報ネットワークシステム概要図</p> 	<p>記述の適正化</p> <p>図の修正</p>
97	<p>(略) 7 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 (1) (略) (2) 多様な情報収集手段の活用 県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>巡視船</u>、車両等 多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による 画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>(略) 7 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 (1) (略) (2) 多様な情報収集手段の活用 県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両等 多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による 画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>防災基本計画の 修正 (R2)</p>
98	<p>(略) 11 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備 県は、沿岸市町と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速</p>	<p>(略) 11 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備 県は、沿岸市町と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
106	<p>関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>1 災害対策本部 (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し____、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認められた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>5 県職員の動員配備 (略)</p>	<p>関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>1 災害対策本部 (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認められた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>5 県職員の動員配備 (略)</p>	記述の適正化
108	<p>(5) 被災沿岸市町への職員の派遣 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災沿岸市町への災害対策支援のため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する_____。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する_____。 なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、沿岸市町長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する_____。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 被災沿岸市町への職員の派遣 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災沿岸市町への災害対策支援のため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣することができる。 なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、沿岸市町長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣することができる。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
110	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備 地震・津波による災害が発生し____、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び沿岸市町等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その</p>	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備 地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び沿岸市町等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>(略)</p>	<p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
116	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
119	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備 (略)</p> <p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システム</p> <p>県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策</p> <p>東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能</p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備 (略)</p> <p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システム</p> <p>県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策</p> <p>東日本大震災や令和元年東日本台風の際には、応援自治体において対応が可能</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																				
122	<p>な職員数が限られている技術職(____電気職、機械職、保健師の____長期派遣など)は、____必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、<u>災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び沿岸市町は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、____活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>な職員数が限られている技術職(<u>土木職、農業土木職</u>、電気職、機械職、保健師の<u>中長期派遣</u>など)は、<u>十分</u>な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にした上で、<u>土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び沿岸市町は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う</u>、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>																																				
123	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療本部</td> <td>災害対策本部内</td> <td>医療救護全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMA T調整本部</td> <td>災害医療本部内</td> <td>DMA Tの受入・配置調整</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	設置・出務場所	業務内容	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	宮城県DMA T調整本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置調整	<u>(新規)</u>			(略)			<u>(新規)</u>			<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療本部</td> <td>災害対策本部内</td> <td>医療救護全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMA T調整本部</td> <td>災害医療本部内</td> <td>DMA Tの受入・配置調整</td> </tr> <tr> <td><u>日赤救護班 活動調整本部</u></td> <td><u>災害医療本部内</u></td> <td><u>日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害時小児周産期リエゾン</u></td> <td><u>災害医療本部内等</u></td> <td><u>小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	設置・出務場所	業務内容	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	宮城県DMA T調整本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置調整	<u>日赤救護班 活動調整本部</u>	<u>災害医療本部内</u>	<u>日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整</u>	(略)			<u>災害時小児周産期リエゾン</u>	<u>災害医療本部内等</u>	<u>小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整</u>	<p>日赤災害医療コーディネートチーム活動要綱に明記されているため</p> <p>宮城県災害時小児周産期リエゾン</p>
名称	設置・出務場所	業務内容																																					
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整																																					
宮城県DMA T調整本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置調整																																					
<u>(新規)</u>																																							
(略)																																							
<u>(新規)</u>																																							
名称	設置・出務場所	業務内容																																					
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整																																					
宮城県DMA T調整本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置調整																																					
<u>日赤救護班 活動調整本部</u>	<u>災害医療本部内</u>	<u>日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整</u>																																					
(略)																																							
<u>災害時小児周産期リエゾン</u>	<u>災害医療本部内等</u>	<u>小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整</u>																																					

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
124	<p style="text-align: center;">宮城県災害医療救護体制図</p> <p style="text-align: center;">災害医療本部 (略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。 (イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u> <u>(ハ)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p>	<p style="text-align: center;">宮城県災害医療救護体制図</p> <p style="text-align: center;">災害医療本部 (略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。 (イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(ハ)</u> 日本赤十字社宮城県支部に対する、日赤救護班活動調整本部の設置の要請 <u>(ト)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p>	<p>ン運用計画を施行したため</p> <p>図の更新</p> <p>日赤災害医療コーディネーターチーム活動要綱</p>
125			

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
128	<p>(ト) 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配</p> <p>(チ) 県外からの医療支援の受入れ調整</p> <p>(リ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整</p> <p>(ヌ) その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p>ホ 災害医療本部は、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p>(6) 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(7) 医療関係団体との連携</p> <p>(略)</p> <p>(8) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備</p> <p>(略)</p>	<p>(チ) 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配</p> <p>(リ) 県外からの医療支援の受入れ調整</p> <p>(ヌ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整</p> <p>(ル) その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p><u>ホ 災害医療本部等に、災害医療コーディネーターのとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾン置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p><u>△ 災害医療本部は、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部</u></p> <p><u>イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、災害医療本部内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。</u></p> <p><u>ロ 日赤救護班活動調整本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーター努める。</u></p> <p><u>ハ 被災地域の災害拠点病院に、日赤救護班活動拠点本部を設置し、日赤救護班活動調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動する日赤救護班を指揮する。</u></p> <p><u>ニ 日赤救護班活動拠点本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが努める。</u></p> <p><u>ホ 日赤救護班活動調整本部及び日赤救護班活動拠点本部は、県内で日赤救護班の活動が行われる間設置する。</u></p> <p>(7) 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(8) 医療関係団体との連携</p> <p>(略)</p> <p>(9) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備</p> <p>(略)</p>	<p>に明記されているため</p> <p>宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画を施行したため</p> <p>日赤災害医療コーディネータチーム活動要綱に明記されているため</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p>
130	<p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(略)</p>	<p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
133	<p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u> </u>宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での<u> </u>医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や<u>(一社)宮城県薬剤師会支部</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p><u>ニ 病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u>(一社)宮城県病院薬剤師会</u>と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での<u>調剤</u>、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や<u>地域薬剤師会（仙台市は（一社）仙台市薬剤師会）</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
143	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び沿岸市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び</u>非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
144	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>高齢者の避難行動に対する</u>理解の促進を図るものとする。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>高齢者に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
162	<p>(略)</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び沿岸市町は、<u>被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに</u>、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、沿岸市町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p>	<p><u>新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン</u>（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p><u>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び沿岸市町は、_____市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備<u>や、IP通信網</u>、CATV、コミュニティFM等のメディア_____、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用<u>を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u></p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、沿岸市町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
163	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 沿岸市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 沿岸市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>災害時</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>呼称変更による</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
182	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、沿岸市町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1 沿岸市町の役割</p> <p>沿岸市町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町地域防災計画に定めるとともに、当該沿岸市町の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画に基づき、沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、沿岸市町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1 沿岸市町の役割</p> <p>沿岸市町は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、当該沿岸市町の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、沿岸市町が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考												
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策													
185	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。_____</p> <p>_____ なお、<u>震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、_____ 震源付近では強い揺れの到達に_____ 間に合わない<u>場合</u>がある。</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</u> なお、<u>緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所</u>では強い揺れの到達に<u>原理的に</u>間に合わない<u>こと</u>がある。</p>	記述の適正化												
186	<p>(略)</p> <p>3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手場所</th> <th>とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅など 屋内</td> <td>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・_____ 扉を開けて避難路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・_____ 扉を開けて避難路を確保する。	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手場所</th> <th>とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅など 屋内</td> <td>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・<u>扉の近くにいれば</u>、扉を開けて避難路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉の近くにいれば</u> 、扉を開けて避難路を確保する。	(略)	(略)	記述の適正化
入手場所	とるべき行動の具体例														
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・_____ 扉を開けて避難路を確保する。														
(略)	(略)														
入手場所	とるべき行動の具体例														
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉の近くにいれば</u> 、扉を開けて避難路を確保する。														
(略)	(略)														

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）					修正後					備考	
					発表					表		
	大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m	10m超 10m	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
	津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い				5m (3m<予想高さ≤5m)			
	津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
							津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
(略)						(略)						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																								
189	<p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の発表等</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>津波情報の種類と発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="264 469 1061 1104"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 469 568 523"></th> <th data-bbox="568 469 792 523">情報の種類</th> <th data-bbox="792 469 1061 523">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 523 309 1104" rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波情報</td> <td data-bbox="309 523 568 655"><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></td> <td data-bbox="568 523 1061 655"><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 655 568 788"><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td data-bbox="568 655 1061 788"><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 788 568 874"><u>津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="568 788 1061 874"><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 874 568 1007"><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="568 874 1061 1007"><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1007 568 1104"><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td data-bbox="568 1007 1061 1104"><u>津波に関するその他必要な事項を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) <u>津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 		情報の種類	発表内容	津波情報	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</u>	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</u>	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>	<p>(2) 津波情報</p> <p>イ 津波情報の発表等</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>津波情報の種類と発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 469 1935 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 469 1391 523">情報の種類</th> <th data-bbox="1391 469 1935 523">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 523 1391 655"><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u></td> <td data-bbox="1391 523 1935 655"><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 655 1391 746"><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td data-bbox="1391 655 1935 746"><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 746 1391 837"><u>津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="1391 746 1935 837"><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 837 1391 970"><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="1391 837 1935 970"><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) <u>「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</u></p> <p>(注2) <u>この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</u></p> <p>(注3) <u>津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 	情報の種類	発表内容	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u>	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u>	<p>表の差替え</p>
	情報の種類	発表内容																									
津波情報	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</u>																									
	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表</u>																									
	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</u>																									
	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</u>																									
	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>																									
情報の種類	発表内容																										
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</u>																										
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>																										
<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u>																										
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u>																										

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																																																						
190	<p style="text-align: center;"><u>最大波の観測値の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="248 247 1064 614"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 247 383 327">津波警報等の発表状況</th> <th data-bbox="383 247 705 327">観測された津波の高さ</th> <th data-bbox="705 247 1064 327">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 327 383 422" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="383 327 705 375" style="text-align: center;"><u>1 m超</u></td> <td data-bbox="705 327 1064 375">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 375 705 422" style="text-align: center;"><u>1 m以下</u></td> <td data-bbox="705 375 1064 422">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 422 383 518" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="383 422 705 470" style="text-align: center;"><u>0.2 m以上</u></td> <td data-bbox="705 422 1064 470">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 470 705 518" style="text-align: center;"><u>0.2 m未満</u></td> <td data-bbox="705 470 1064 518">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 518 383 614">津波注意報</td> <td data-bbox="383 518 705 614" style="text-align: center;"><u>(すべての場合)</u></td> <td data-bbox="705 518 1064 614">数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="248 614 1064 646"><u>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul data-bbox="248 646 1064 965" style="list-style-type: none"> ・<u>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</u> ・<u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の予報区において沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <p data-bbox="248 1013 1064 1045" style="text-align: center;"><u>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="248 1045 1064 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1045 383 1125">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="383 1045 705 1125">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th data-bbox="705 1045 1064 1125">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1125 383 1300" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="383 1125 705 1220" style="text-align: center;"><u>3 m超</u></td> <td data-bbox="705 1125 1064 1220">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1220 705 1300" style="text-align: center;"><u>3 m以下</u></td> <td data-bbox="705 1220 1064 1300">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1300 383 1396">津波警報</td> <td data-bbox="383 1300 705 1396" style="text-align: center;"><u>1 m超</u></td> <td data-bbox="705 1300 1064 1396">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	<u>1 m超</u>	数値で発表	<u>1 m以下</u>	「観測中」と発表	津波警報	<u>0.2 m以上</u>	数値で発表	<u>0.2 m未満</u>	「観測中」と発表	津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	<u>3 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>3 m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	<u>1 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p style="text-align: center;"><u>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1086 247 1960 614"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 247 1220 327">警報・注意報の発表状況</th> <th data-bbox="1220 247 1556 327">観測された津波の高さ</th> <th data-bbox="1556 247 1960 327">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 327 1220 422" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="1220 327 1556 375" style="text-align: center;"><u>1 m超</u></td> <td data-bbox="1556 327 1960 375">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 375 1556 422" style="text-align: center;"><u>1 m以下</u></td> <td data-bbox="1556 375 1960 422">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 422 1220 518" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="1220 422 1556 470" style="text-align: center;"><u>0.2 m以上</u></td> <td data-bbox="1556 422 1960 470">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 470 1556 518" style="text-align: center;"><u>0.2 m未満</u></td> <td data-bbox="1556 470 1960 518">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 518 1220 614">津波注意報</td> <td data-bbox="1220 518 1556 614" style="text-align: center;"><u>(すべての場合)</u></td> <td data-bbox="1556 518 1960 614">数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1086 614 1960 646"><u>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul data-bbox="1086 646 1960 965" style="list-style-type: none"> ・<u>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</u> ・<u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <p data-bbox="1086 1013 1960 1045" style="text-align: center;"><u>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^(注5))の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1086 1045 1960 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 1045 1220 1125">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="1220 1045 1556 1125">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th data-bbox="1556 1045 1960 1125">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 1125 1220 1300" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="1220 1125 1556 1220" style="text-align: center;"><u>3 m超</u></td> <td data-bbox="1556 1125 1960 1220">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1220 1556 1300" style="text-align: center;"><u>3 m以下</u></td> <td data-bbox="1556 1220 1960 1300">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 1300 1220 1396">津波警報</td> <td data-bbox="1220 1300 1556 1396" style="text-align: center;"><u>1 m超</u></td> <td data-bbox="1556 1300 1960 1396">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	<u>1 m超</u>	数値で発表	<u>1 m以下</u>	「観測中」と発表	津波警報	<u>0.2 m以上</u>	数値で発表	<u>0.2 m未満</u>	「観測中」と発表	津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	<u>3 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>3 m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	<u>1 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																																							
大津波警報	<u>1 m超</u>	数値で発表																																																							
	<u>1 m以下</u>	「観測中」と発表																																																							
津波警報	<u>0.2 m以上</u>	数値で発表																																																							
	<u>0.2 m未満</u>	「観測中」と発表																																																							
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																																							
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																							
大津波警報	<u>3 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																							
	<u>3 m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																																							
津波警報	<u>1 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																							
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																																							
大津波警報	<u>1 m超</u>	数値で発表																																																							
	<u>1 m以下</u>	「観測中」と発表																																																							
津波警報	<u>0.2 m以上</u>	数値で発表																																																							
	<u>0.2 m未満</u>	「観測中」と発表																																																							
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																																							
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																							
大津波警報	<u>3 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																							
	<u>3 m以下</u>	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																																							
津波警報	<u>1 m超</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																							

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																				
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>1m以下</u></td> <td><u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波注意報</u></td> <td><u>(すべての場合)</u></td> <td><u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u></td> </tr> </table>		<u>1m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>	<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>1m以下</u></td> <td><u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波注意報</u></td> <td><u>(すべての場合)</u></td> <td><u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u></td> </tr> </table> <p><u>(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p>		<u>1m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>	<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>									
	<u>1m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>																					
<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>																					
	<u>1m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>																					
<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>																					
190	<p>ロ 津波情報の留意事項</p> <p>(イ) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 <p>(略)</p>	<p>ロ 津波情報の留意事項</p> <p>(イ) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 <p>(略)</p>	記述の適正化																				
191	<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>発表基準</u></th> <th><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td><u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u></td> <td><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td><u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td><u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>発表基準</u>	<u>内容</u>	津波予報	<u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>	<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>	<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>発表基準</u></th> <th><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td><u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u></td> <td><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td><u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td><u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>発表基準</u>	<u>内容</u>	津波予報	<u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>	<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>	表の差し替え
	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>																					
津波予報	<u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>																					
	<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>																					
	<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>																					
	<u>発表基準</u>	<u>内容</u>																					
津波予報	<u>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>																					
	<u>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>																					
	<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>																					

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
193	<p>(略)</p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び沿岸市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信____、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び沿岸市町に連絡する。また、県及び沿岸市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、沿岸市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター____による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は沿岸市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を____官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び沿岸市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信<u>サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び沿岸市町に連絡する。また、県及び沿岸市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、沿岸市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、<u>無人航空機等</u>による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は沿岸市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、<u>中央防災無線網等を活用し</u>、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p></p> <p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
197	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><u>ト 孤立防止用衛星電話・東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除) 以下繰り上げ</u></p> <p>(略)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>廃止による削除</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
202	<p>第2節 災害広報活動 （略）</p> <p>第2 社会的混乱の防止 （略）</p> <p>2 住民等への対応 県及び沿岸市町_____は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 （略）</p>	<p>第2節 災害広報活動 （略）</p> <p>第2 社会的混乱の防止 （略）</p> <p>2 住民等への対応 県、沿岸市町及びライフライン事業者は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 （略）</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p>
206	<p>第3節 防災活動体制 （略）</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員配備体制 県内で災害が発生し_____, 又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。 （略）</p>	<p>第3節 防災活動体制 （略）</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員配備体制 県内で災害が発生した場合, 又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。 （略）</p>	<p>記述の適正化</p>
207	<p>(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生し_____, 又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。 （略）</p>	<p>(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合, 又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。 （略）</p>	
209	<p>第4 沿岸市町の活動 沿岸市町は、地震・津波による被害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。 （略）</p>	<p>第4 沿岸市町の活動 沿岸市町は、地震・津波による被害が発生した場合, 又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。 （略）</p>	
210	<p>第5 警察の活動</p> <p>1 警察は、地震・津波による重大な災害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</p>	<p>第5 警察の活動</p> <p>1 警察は、地震・津波による重大な災害が発生した場合, 又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
211	<p>(略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、沿岸市町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <hr/> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <p><u>また、国が関係省庁、県又は市町村、ライフライン事業者等の代表者を一同に集めた連絡会議及び調整会議を開催する場合、県は、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、沿岸市町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、沿岸市町、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
214	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災沿岸市町の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災沿岸市町のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員派遣システム等により職員派遣を要請する。 また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。 (略) <u>(新規)</u> (略)</p>	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災沿岸市町の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災沿岸市町のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員確保システム等により職員派遣を要請する。 また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。 (略) <u>6 県の職員が被災市区町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市区町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u> (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
233	<p>第8節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 (略) <u>(新規)</u> _____ _____ _____ _____ (略)</p>	<p>第8節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 (略) <u>(5) 活動の継続・引き継ぎ</u> <u>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</u> <u>ロ 県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u> (略)</p>	<p>DMAT活動終了以降の医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用について明示的でないため追加</p>
236	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制 (略)</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び_____宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制 (略)</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u>(一社)</u>宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考				
	<p>品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、<u>宮城県病院薬剤師会</u>へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p> <p>(略)</p>	<p>品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、<u>(一社)宮城県病院薬剤師会</u>へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p> <p>(略)</p>					
253	<p>第12節 避難活動 (略)</p> <p>第2 津波の警戒 (略)</p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難指示(緊急)等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、<u>テレビ</u>、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 避難活動 (略)</p> <p>第2 津波の警戒 (略)</p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難指示(緊急)等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、<u>津波フラッグ</u>、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>(略)</p>	予報警報標識規則の一部改正				
256	<p>第4 避難指示(緊急)等の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 (略)</p> <p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難指示(緊急)等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX<u>により</u>周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 避難指示(緊急)等の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 (略)</p> <p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難指示(緊急)等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、<u>津波フラッグ</u>により周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p>	予報警報標識規則の一部改正				
257	<p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="219 1289 1055 1394"> <tr> <td data-bbox="219 1289 338 1394">何を知らせるか</td> <td data-bbox="338 1289 1055 1394"> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>来襲</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>来襲</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 	<p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="1115 1289 1951 1394"> <tr> <td data-bbox="1115 1289 1234 1394">何を知らせるか</td> <td data-bbox="1234 1289 1951 1394"> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>襲来</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>襲来</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 	記述の適正化
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>来襲</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 						
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波<u>襲来</u>の危険、避難指示(緊急)等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考								
258	<p>誰に対して知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか(住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣り客等)、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者) 避難場所等に避難している避難者 <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <p>地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示(緊急)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) 津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、避難指示(緊急)等の解除等) <p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報無線、半鐘、サイレン、<u> </u>テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者) 津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。 <hr/> <hr/> <p>(表の挿入)</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難所の開設及び運営 指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を</p>	<p>誰に対して知らせるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか(住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣り客等)、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者) 避難場所等に避難している避難者 <p>いつ、どのタイミングで知らせるか</p> <p>地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示(緊急)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) 津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、避難指示(緊急)等の解除等) <p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報無線、半鐘、サイレン、<u>津波フラッグ</u>、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者) 津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。 <u>津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則(気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正)で規定する標識を用いる。</u> <p><u><旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識></u></p> <table border="1" data-bbox="1256 898 1933 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 898 1592 975">標識の種類</th> <th data-bbox="1592 898 1933 975">標識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 975 1592 1161">津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識</td> <td data-bbox="1592 975 1933 1161"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1630 975 1765 1054">赤</td> <td data-bbox="1765 975 1899 1054">白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 1054 1765 1161">白</td> <td data-bbox="1765 1054 1899 1161">赤</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 避難所の開設及び運営 指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を</p>	標識の種類	標識	津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1630 975 1765 1054">赤</td> <td data-bbox="1765 975 1899 1054">白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 1054 1765 1161">白</td> <td data-bbox="1765 1054 1899 1161">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤	<p>予報警報標識規則の一部改正</p> <p>予報警報標識規則の一部改正</p>
標識の種類	標識										
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1630 975 1765 1054">赤</td> <td data-bbox="1765 975 1899 1054">白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 1054 1765 1161">白</td> <td data-bbox="1765 1054 1899 1161">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤						
赤	白										
白	赤										

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
260	<p>要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>設置</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設<u>する</u>。</p> <p>(2) 沿岸市町は、<u>必要に応じ</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 沿岸市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする</u>。</p> <p><u>(4) 沿岸市町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>(新規)</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 沿岸市町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ 家庭動物への対応 沿岸市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める</p>	<p>要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>開設</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設<u>し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する</u>。</p> <p>(2) 沿岸市町は、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 沿岸市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする</u>。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 沿岸市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 沿岸市町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ 家庭動物への対応 沿岸市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう</u>、</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>第15節第2に移記のため削除</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
261	<p>_____。 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>連携に努める。</u></p> <p><u>ニ 感染症対策</u> 沿岸市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) ホームレスの受入</u> 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>修正(R2)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
263	<p>第10 広域避難者への支援</p> <p>1 円滑な手続きの実施 県は、沿岸市町や都道府県の区域を越える被災者者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。 (略)</p>	<p>第10 広域避難者への支援</p> <p>1 円滑な手続きの実施 県は、沿岸市町や都道府県の区域を越える被災者住民の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p>
272	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動 (略)</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (1) (略) (2) 緊急支援 イ (略) ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>ボランティア団体</u>等の協力を得て計画的に実施する。 ハ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動 (略)</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (1) (略) (2) 緊急支援 イ (略) ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>NPO・ボランティア</u>等の協力を得て計画的に実施する。 ハ (略)</p> <p><u>三 多様な避難所の確保</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>第12節第5よ</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
273	<p>三 相互協力体制 (3) (略) (4) 災害派遣福祉チームの活動 高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>ボランティア関係団体など</u>と連携し、活動を行う。 (略)</p>	<p><u>沿岸市町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u> ホ 相互協力体制 (3) (略) (4) 災害派遣福祉チームの活動 高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>NPO・ボランティア等</u>と連携し、活動を行う。 (略)</p>	<p>り移記 項目の繰り下げ 記述の適正化</p>
275	<p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部 _____</p> <p>第1 目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、<u>市町村等関係機関</u>との協力体制を確立する。 (略)</p>	<p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部, <u>市町村, (公社)宮城県獣医師会</u></p> <p>第1 目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、<u>市町村等関係機関は県と協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。</u> (略)</p>	<p>実施機関追記 記述の適正化</p>
276	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 (略)</p> <p>第1 目的 県及び沿岸市町は、大規模地震・津波災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</u> (略)</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 (略)</p> <p>第1 目的 県及び沿岸市町は、大規模地震・津波災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
282	<p>第9 燃料の調達・供給</p>	<p>第9 燃料の調達・供給</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。<u>このとき、被災市町村が複数にまたがる場合は、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
285	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>団体</u>等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防疫</p> <p>(略)</p> <p>3 防疫用資器材等の確保</p> <p>(1) 県は、沿岸市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策<u>薬剤</u>等を沿岸市町へ供給する。</p> <p>(略)</p>	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>関係団体</u>の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防疫</p> <p>(略)</p> <p>3 防疫用資器材等の確保</p> <p>(1) 県は、沿岸市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策<u>資器材</u>等を沿岸市町へ供給する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
291	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 処理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>県</u>は、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場_____を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p>3 沿岸市町は、<u>沿岸市町地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正</u>に行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場</p>	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 処理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>沿岸市町</u>は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の<u>確保</u>を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p>3 沿岸市町は、<u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出</u>を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
292	<p>合には、県内の他の沿岸市町及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、<u>県域を越える対応が必要と認める場合は、</u> <u>東北</u> 地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>6 県及び沿岸市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業</u>廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。</p> <p>7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>合には、県内の他の沿岸市町及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、<u>県域を越える対応が必要と認める場合は、</u> <u>「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県等に対して応援を求めるほか、</u> <u>東北</u> 地方環境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>6 県及び沿岸市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u> </u>廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。</p> <p>7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>宮城県広域受援計画の策定</p> <p>記述の適正化</p>
293	<p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u> </u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5 推進方策</p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、</u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p>
296	<p>第22節 教育活動 (略)</p> <p>第2 避難措置 (略)</p> <p>3 保護者への引渡し (1) 校園内の児童生徒等への対応 警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 (略)</p>	<p>第22節 教育活動 (略)</p> <p>第2 避難措置 (略)</p> <p>3 保護者への引渡し (1) 校園内の児童生徒等への対応 警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
303	<p>第23節 防災資機材及び労働力の確保 (略)</p> <p>第2 緊急使用のための調達</p> <p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 なお、沿岸市町についても県に準じて対応する。 <u>(新規)</u></p>	<p>第23節 防災資機材及び労働力の確保 (略)</p> <p>第2 緊急使用のための調達</p> <p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 なお、沿岸市町についても県に準じて対応する。 <u>2 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電</u></p>	<p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>2</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>3</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、沿岸市町へ要請する。</p>	<p><u>源車、電動車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p><u>3 県は、大規模停電発生時には直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。さらに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u></p> <p><u>4</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>5</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、沿岸市町へ要請する。</p>	<p>修正(R2)</p> <p>項目の繰り下げ</p> <p>項目の繰り下げ</p>
304	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 道路施設 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応 (略)</p> <p>(3) 道路情報の提供 災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等</u>、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）<u>で</u>道路利用者へ提供する。 (略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 道路施設 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応 (略)</p> <p>(3) 道路情報の提供 災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>津波情報板</u>、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）<u>等</u>で道路利用者へ提供する。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
306	<p>第5 河川管理施設 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応 <u>(新規)</u></p>	<p>第5 河川管理施設 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p><u>(1) 水門設備の自動制御</u> <u>河川管理者は、津波警報以上が発表された場合は、東北地方整備局が管理する津波浸水区域に設置する水門をJ-ALERT信号を受け自動閉鎖を実施する。</u></p> <p><u>(2) 緊急点検</u> <u>河川管理者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</u></p>	<p>運用方法変更のため</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>(1) 点検及び</u>二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。 地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、<u>豪雨</u>等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p> <p><u>(2)</u> 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(3)</u> _____ 二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。 地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、<u>津波</u>等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p> <p><u>(4)</u> 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 (略)</p> <p><u>第6 砂防等関係施設</u> <u>県は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>砂防等関係施設の対応を追加</p>
307	<p><u>第6</u> 港湾施設 (略)</p> <p><u>第7</u> 漁港施設 (略)</p> <p><u>第8</u> 空港施設 3 旅客対策 (略)</p>	<p><u>第7</u> 港湾施設 (略)</p> <p><u>第8</u> 漁港施設 (略)</p> <p><u>第9</u> 空港施設 3 旅客対策 (略)</p>	<p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p>
308	<p>(2) 避難場所への誘導 仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、<u>名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認</u>する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保 仙台国際空港株式会社及び関係者は、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ<u>確実に</u>周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>(2) 避難場所への誘導 仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導<u>_____</u>する。</p> <p>(3) 情報伝達手段の確保 仙台国際空港株式会社及び関係者は、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ<u>速やかに</u>周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
311	<p>第9 鉄道施設 (略)</p> <p>第10 農地, 農業施設 (略)</p> <p>第11 都市公園施設 (略)</p> <p>第12 廃棄物処理施設 (略)</p>	<p>第10 鉄道施設 (略)</p> <p>第11 農地, 農業施設 (略)</p> <p>第12 都市公園施設 (略)</p> <p>第13 廃棄物処理施設 (略)</p>	<p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p>
312	<p>第13 治山関係施設 (略)</p> <p>第14 被災宅地に関する危険度判定などの実施 (略)</p> <p>第15 県自らが管理又は運営する施設に関する方針 (略)</p>	<p>第14 治山関係施設 (略)</p> <p>第15 被災宅地に関する危険度判定などの実施 (略)</p> <p>第16 県自らが管理又は運営する施設に関する方針 (略)</p>	<p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p>
314	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県(総務部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 関東東北産業保安監督部東北支部, 沿岸市町, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 東北電力(株)宮城支店, _____ _____(一社)宮城県LPガス協会, 石巻ガス(株), 塩釜ガス(株), 古川ガス(株)</p> </div> <p>第1 目的 大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し, 県民の生命, 身体財産が危険にさらされることとなることから, ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。 このため, 震災時においては, 発災後直ちに, 専門技術をもつ人材等を活用して, それぞれの所管する施設, 設備の緊急点検を実施するとともに, 被害状況を迅速かつ的確</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県(総務部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 関東東北産業保安監督部東北支部, 沿岸市町, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 東北電力(株)宮城支店, 東北電力ネットワーク(株)宮城支社, (一社)宮城県LPガス協会, 石巻ガス(株), 塩釜ガス(株), 古川ガス(株)</p> </div> <p>第1 目的 大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し, 県民の生命, 身体財産が危険にさらされることとなることから, ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。 このため, 県, 沿岸市町及びライフライン事業者等は, 発災後直ちに, 専門技術をもつ人材等を活用して, それぞれの所管する施設, 設備の緊急点検を実施するとともに,</p>	<p>分社化に伴う追加</p> <p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
315	<p>に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p>なお、県及び沿岸市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>公共</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>公共</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>公共</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 管渠</p> <p>下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、<u>可搬式</u>ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。</p> <p>2 ポンプ施設、<u>終末処理場</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>終末処理場施設</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>終末処理場</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>処理場</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。<u>その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン</u>は、相互に連携し活動する。</p> <p>なお、県及び沿岸市町は、情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 下水道施設</p> <p>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>流域</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>流域</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>流域</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 管渠</p> <p>下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、<u>可搬式</u>ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。</p> <p>2 ポンプ施設、<u>浄化センター</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>浄化センター</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>浄化センター</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>浄化センター</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>記述の適正化</p>
319	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>特設</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>災害時</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>呼称変更のため</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
324	<p>第27節 農林水産業の応急対策 （略）</p> <p>第2 農業</p> <p>1 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農林水産業災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農林業災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農林業災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>（略）</p> <p>4 家畜伝染病の発生予防 （略）</p> <p>（2）防止措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。</p> <p>イ（略） ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却 ハ（略）</p> <p>（略）</p>	<p>第27節 農林水産業の応急対策 （略）</p> <p>第2 農業</p> <p>1 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農政部災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。</p> <p>（略）</p> <p>4 家畜伝染病の発生予防 （略）</p> <p>（2）防止措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。</p> <p>イ（略） ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却 ハ（略）</p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
326	<p>第3 林業 （略）</p> <p>1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県農林水産業災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農林業災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農林業災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 林業 （略）</p> <p>1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「<u>宮城県水産林政部災害対策要綱</u>」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>水産林政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>水産林政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。</p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化</p>
328	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 （略）</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び沿岸市町又は事業者の対応 （略）</p> <p>（6）下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>終末処理場</u>被災による未処理水</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 （略）</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び沿岸市町又は事業者の対応 （略）</p> <p>（6）下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>浄化センター</u>被災による未処</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
335	<p><u>なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を沿岸市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。</u></p> <p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>ボランティア関係団体</u>等との連携 災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び<u>ボランティア関係団体</u>等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</p> <p>3 行政の支援 県及び市町村は、ボランティアの<u>受入れ</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 (略)</p> <p>第4 NPO・NGOとの連携 県及び市町村は、一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>連携組織</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	<p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携 災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び<u>NPO・ボランティア</u>等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</p> <p>3 行政の支援 県及び市町村は、ボランティアの<u>コーディネート</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 (略)</p> <p>第4 NPO・NGOとの連携 県及び市町村は、一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>関係機関</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>(新規)</p> <p>県は、沿岸市町で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には沿岸市町の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、</p> <p>被害の規模と比較して被災沿岸市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の沿岸市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各沿岸市町における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災沿岸市町間の調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p>2 県</p> <p>県は、沿岸市町で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には沿岸市町の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、<u>速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の沿岸市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各沿岸市町に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに、</u>被害の規模と比較して被災沿岸市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の沿岸市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各沿岸市町における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災沿岸市町間の調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>項目名の設置</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
351	<p>第3節 住宅復旧支援 (略)</p> <p>第3 住宅の建設等 (略)</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援</p> <p><u>知事</u>は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、<u>知事が建設等を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 計画的な恒久住宅への移行</p> <p>県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、<u>提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</u></p>	<p>第3節 住宅復旧支援 (略)</p> <p>第3 住宅の建設等 (略)</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援</p> <p><u>県</u>は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・<u>助言</u>を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合に<u>建設を代行するなど必要な支援を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 計画的な恒久住宅への移行</p> <p>県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、<u>応急仮設住宅等</u>の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>2 公営住宅の空き家の活用</p> <p>公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、<u>優先的</u>に入居できる措置等を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>2 公営住宅の空き家の活用</p> <p>公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、<u>公募等によらず</u>入居できる措置等を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>